

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

=岩見沢市水道部より大切なお知らせ=

2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

● 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となります。

※ 現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R 1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に通知いたします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

● 更新申請に必要な書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
- (2) 機械器具調書（別表）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 定款等【法人の場合】
- (5) 登記事項証明書【法人の場合】
- (6) 住民票【個人の場合】
- (7) 選任する主任技術者の確認書類（給水装置工事主任技術者選任・解任届出書）（様式第7号）と、「給水装置工事主任技術者免状の写し」
- (8) 更新手数料（10,000円）

● 更新申請時に4項目の確認を行います。

※ 事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- (1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間・漏水修繕・対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

● 4項目確認資料

- ・ 講習会の受講修了証等
- ・ 外部研修の受講実施履歴等
- ・ 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

更新申請に関するお問合せ

岩見沢市水道部業務課

☎ 0126-23-4111(内線284)

Fax 0126-22-1693